

2022年2月25日

各位

国際警備株式会社

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

過日、弊社は、群馬県に所在する官公庁等が発注する機械警備業務の入札等に関する独占禁止法違反の疑いがあるとして、2020年9月30日に公正取引委員会による立入検査を受け、以降、全面的に同委員会による調査に協力してまいりました。

本件について、本日、同法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたので、お知らせいたします。

弊社といたしましては、かねてより法令遵守に努めてきたにもかかわらず、お客様やお取引先様をはじめとする関係者の皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

この度の命令を受けたことを厳粛かつ真摯に受け止め、今後より一層、法令遵守の徹底に取り組むとともに、皆様からの早期の信頼回復に向けて、全力で取り組んで参ります。

記

1. 排除措置命令の概要

弊社が命じられた措置は以下の通りです。

- (1) 群馬県所在のすでに機械警備業務が実施されている施設における国、地方公共団体等による同業務の競争入札等に関し、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為（以下「受注予定者の決定等」といいます。）を取りやめていることを確認すること及び今後受注予定者の決定等を行わないこと等を内容とする取締役会決議を行う事
- (2) (1)の措置について国、地方自治体等に通知し、従業員に対して周知徹底する事
- (3) 今後受注予定者の決定等を行わない事

2. 課徴金納付命令の概要

- (1) 納付すべき課徴金の額 229万円
- (2) 納付期限 2022年9月26日

3. 再発防止

- (1) 公正取引に関するコンプライアンス担当者の配置による法律相談体制の確立
- (2) 社内研修等の実施
- (3) 公正取引に関する法令遵守マニュアルの制定
- (4) 内部通報制度の再周知
- (5) 公正取引に関する監査の実施

今後は、上記排除措置命令を受け、再発防止策の一層の強化・徹底を図るとともに、法令遵守に努めてまいります。

以上